

治山・林道工事等の積算基準の適用について（お知らせ）

平成 30 年 9 月 28 日
広島県農林水産局

広島県が発注する治山・林道工事等の積算基準の適用についてお知らせします。

- 1 適用する積算基準書
平成 30 年版 治山林道必携（積算・施工編）【上巻・下巻】※ 1
平成 30 年版 治山林道必携（調査・測量・設計編）※ 2
- 2 適用対象
「総括情報表」の「単価適用日」が「30.10.01」のものから適用します。
- 3 その他
積算基準等の改正資料は、林野庁ホームページに掲載されています。
【林野庁ホームページ】
http://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/sekisan_kijun.html

※ 1 諸経費については平成 30 年 7 月 1 日から適用しています。

※ 2 諸経費については平成 30 年 8 月 1 日から適用しています。

なお、諸経費等の適用情報は、「広島県の調達情報」に掲載しています。

【広島県の調達情報】

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp>